

松福総第1345号  
令和5年2月24日

管内施術所 開設者 各位

松本市保健所長  
(公印省略)

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について(通知)

平素、本市保健衛生行政に御理解御協力いただき厚く御礼申し上げます。  
この度、原油価格等の高騰に伴う光熱費等の増大による影響緩和を目的に、  
県内の受領委任取扱い施術所を対象に下記のとおり長野県が支援金を支給する  
ので、御案内申し上げます。

なお、本支援金の給付事務は長野県から東武トップツアーズ株式会社伊那支  
店に委託しており、対象となる可能性のある施術所へは同社から個別に案内を  
送付していることを申し添えます。

記

- 1 申請期間  
令和5年2月20日(月)から3月10日(金)まで
- 2 支給対象  
現在開設中の施術所のうち、令和4年10月1日時点で次の2要件を満た  
す施術所
  - (1) 保健所に開設の届出をしていること。
  - (2) 受領委任取扱い施設の指定を受けていること。
- 3 支給額  
1施設20,000円
- 4 支援金の詳細・お問合わせ先
  - (1) 長野県ホームページ  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>
  - (2) 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局  
電話：0265-98-6440



(URL)

松本市保健所 保健総務課  
〒390-8765  
松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎1階  
電話0263-40-0700  
担当 横山